

別添1

届出日 令和 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)				開始予定日		令和 年 月 日	
ふりがな							
氏名又は名称 (主たる事務所の名称)		(通称名:)					
代表者氏名							
住所 (主たる事務所の位置)							
電話番号							
事業計画の内容 (住所と同じ場合は、□欄にチェックを入れる)							
営業所の名称及び位置							
営業所名		位置				□住所に同じ	
事業用自動車の種別ごとの数							
	車両数	乗車定員		車両数	乗車定員		車両数
軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両
自動車車庫の位置及び収容能力							
位置				営業所からの距離		収容能力	
□住所に同じ				m		m ²	
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力							
位置						収容能力	
□住所に同じ						m ²	
運送約款 (該当する□欄にチェックを入れる)							
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号) <input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号) <input type="checkbox"/> その他運送約款							

運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿

宣 誓 書

届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。

届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和 年 月 日

住所
氏名
(名称)

貨物軽自動車運送事業の経営届出様式を使用した場合の記入要領

1. 届出日の欄
経営届出書を運輸支局に提出する日を記入してください。
2. 開始予定日の欄
事業を始める日を記入してください。
3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、氏名を記入してください。(記入例:〇〇 一郎)
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の正式名称を記入してください。(記入例:株式会社 〇〇運送)
 - (3)事業経営上、通称名を使用する場合は、(通称名:)の欄に、その名称を記入してください。(記入例: 〇〇 運送)
4. 代表者氏名の欄
法人名義で事業を行う場合は、代表者の氏名を記入してください。(記入例:代表取締役 〇〇 一郎)
5. 住所(主たる事務所の位置)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、その方の住所を記入してください。
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の本社所在地を記入してください。
6. 電話番号の欄
連絡先となる電話番号を記入してください。
7. 営業所の名称及び位置
 - (1)営業所名の欄
事業用自動車を配置する営業所の名称を記入してください。
(記入例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、自宅が営業所ということが考えられますので、その場合には、本店或いは〇〇運送といった記入が考えられます。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、会社で決めた名称を記入してください。
 - (2)位置の欄
当該営業所の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所と同じ」のところの□にレ点し、住所の記入を省略して結構です。
 - (3)営業所が複数有る場合の記入等方法
2ヶ所目以降の営業所については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
8. 事業用自動車の種別ごとの数
 - (1)営業所ごとの事業用自動車の種別ごとの数を、該当する欄に記入してください。
注)種別のうち、
 - ・軽(普通)とは、軽自動車で霊枢及び二輪以外の自動車のことです。
 - ・軽(霊枢)とは、軽自動車で霊枢自動車のことです。
 - ・二輪とは、二輪バイクで125CCを超える排気量のもです。
 - (2)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
9. 自動車車庫の位置及び収容能力
 - (1)位置の欄
事業用自動車の車庫の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所と同じ」のところの□にレ点し、住所の記入を省略して結構です。
 - (2)収容能力の欄
車庫の面積を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
10. 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
「9. 自動車車庫の位置及び収容能力」に準じて記入してください。
11. 標準運送約款と同一の運送約款を定めるかどうかの別
 - (1)標準貨物軽自動車運送約款、標準貨物軽自動車引越運送約を使用する場合には、該当する運送約款の□にレ点してください。
 - (2)標準運送約款以外の運送約款を使用する場合は、「その他運送約款」の□にレ点してください。なお、この場合は、当該運送約款を添付することが必要となります。
12. 運行管理体制を記載した書面
 - (1)所属営業所名の欄
上記営業所の名称を記入してください。
 - (2)運行管理の責任者氏名の欄
上記営業所における、日常の運行管理責任者の氏名を記入してください。
(記載例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名を記入してください。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した責任者の氏名を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。
13. 宣誓書

自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないこと、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。

令和 年 月 日

東北運輸局 宮城運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
電 話 番 号

運賃料金設定届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所
住 所
氏名又は名称
2. 事業の種別
貨物軽自動車運送事業
3. 設定しようとする運賃及び料金を適用する地域
全国
4. 設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
5. 実施日
令和 年 月 日

<貨物軽自動車運送事業運賃料金表>

1. 距離制運賃表

10kmまで	円
20kmまで	円
30kmまで	円
40kmまで	円
50kmまで	円
以後5kmまでを増すごとに	円 加算

2. 時間制運賃表

基礎額	4時間又は40kmまで	円
	8時間又は80kmまで	円
加算額	10kmまでを増すごとに	円 加算
	1時間までを増すごとに	円 加算

3. 諸料金

- (1) 積込料及び取卸料 分ごとに、 円を加算する。
- (2) 待機時間料 分を超える場合において、 分までごとに 円を加算する。

4. 運賃割増率

(1) 品目割増

項目	内容	割増率
易損品	電子計算機等の精密機器とその部品、みこし、仏壇、神仏像、ピアノ類	割以上の臨時の約束による
危険品	高圧ガス取締法、消防法及び毒物劇物取締法に定める品目	割以上の臨時の約束による
	火薬類取締法に定める品目、放射性物質及びこれに類するもの	割以上の臨時の約束による
特殊物件	引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	割
汚わい品	塵芥等の廃棄物、し尿等	割
貴重品・高価品	貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	割以上の臨時の約束による

(2) 特大品割増

1個の長さが荷台の長さその長さの1割を加えたもの、重量100kg又は容積1㎡以上のもの	割以上の臨時の約束による
---	--------------

(3) 冬期割増

地 域	期 間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県		
岩手県のうち北上市・久慈市・遠野市・二戸市・八幡平市・滝沢市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡		
福島県のうち会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡	自 12月1日 至 3月31日	
岐阜県のうち高山市・飛騨市・下呂市・郡上市・大野郡		

(4) 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る	割
-----------------	---

(5) 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	割
----------------------	---

5. 消費税及び地方消費税の加算(免税対象となる取引は除く。)

運賃料金総額 × 消費税法等に基づく税率

6. 運賃料金適用方法

- (1) 運賃料金は、使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
- (2) 運賃は、運賃表に掲げてある金額(以下「基準運賃」という。)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
- (3) 割増率・割引率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
- (4) 運賃料金を計算する場合において生じた端数は、100円単位に切り上げるものとします。
- (5) 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が2途以上ある時は、その最短となる経路のキロ程により計算します。
- (6) 2種類以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。
- (7) 3ヶ月以上にわたる文書による運送契約については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。
- (8) 往復輸送の場合は、復路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。
- (9) 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を收受します。
- (10) 車面が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送り人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を收受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。
- (11) 有料道路利用料、フェリー利用料その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を收受します。
- (12) 時間制運賃の走行キロ及び時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着した時から、その作業が終了して車庫に帰着するまでとします。
- (13) この適用方法に定めのない事項は、法令に反しない範囲で当事者の取り決め又は慣習によるものとします。